

平成20年度
常総市財政健全化審査及び
経営健全化審査意見書

常総市監査委員

平成21年9月1日

常総市長 長谷川 典子 殿

常総市監査委員 北 村 栄 子

同 岡 野 政 美

平成20年度常総市財政健全化審査及び経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された、平成20年度常総市健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見書を提出する。

平成20年度常総市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

平成20年度常総市一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率

2 審査の期間

平成21年8月6日から平成21年8月21日まで

3 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 健全化判断比率

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| | 平成19年度 健全化判断比率(%) | 平成20年度 健全化判断比率(%) | 早期健全化基準 (%) |
|-----------|----------------------|----------------------|----------------|
| ①実質赤字比率 | — | — | 12.82 |
| ②連結実質赤字比率 | — | — | 17.82 |
| ③実質公債費比率 | 13.1 | 12.7 | 25.0 |
| ④将来負担比率 | 133.7 | 129.0 | 350.0 |

(注) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」を記載した。

(2) 審査意見

前年度同様、本年度の一般会計歳入歳出決算等における健全化判断比率は、すべて早期健全化基準を下回っているが、依然、財政は危機的状況にあるので、本市においては、今後とも各種指標のさらなる向上を目指し、財政の再建に努められたい。

平成20年度常総市経営健全化審査意見書

1 審査の対象

平成20年度の常総市水道事業会計，常総市公共下水道事業特別会計，常総市大生郷特定公共下水道事業特別会計及び常総市農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算における資金不足比率

2 審査の期間

平成21年8月6日から平成21年8月21日まで

3 審査の概要

この経営健全化審査は，市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 資金不足比率

審査に付された下記，資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

| 会 計 名 | 平成19年度 資金不足比率(%) | 平成20年度 資金不足比率(%) | 経営健全化基準 (%) |
|-----------------------|---------------------|---------------------|----------------|
| ①水道事業会計 | — | — | 20.0 |
| ②公共下水道事業特別会計 | — | — | 20.0 |
| ③大生郷特定公共下水道事業 特別会計 | — | — | 20.0 |
| ④農業集落排水事業特別会計 | — | — | 20.0 |

(注) 資金不足額がないため，「—」を記載した。

(2) 審査意見

前年度同様，本年度の水道事業会計，公共下水道事業特別会計，大生郷特定公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算における資金不足比率は，各会計とも資金不足額はなかったが，依然，財政は危機的状況にあるので，本市においては，今後とも経営の健全化に努められたい。